

平成30年新十津川町農業委員会

第 8 回 (3 月) 会議録

招集月日	平成30年3月28日	14時00分	場 所	役場 庁議室
開閉日時	開 会	平成30年3月28日	16時00分	
	閉 会	平成30年3月28日	16時45分	
及宣言者	会 長	土 田 等 司	会長代理	続 木 秀 則

委員の出席状況

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	阪 口 徳 幸	出	7	乗 松 良 行	出	13	坂 下 敏 浩	出
2	高 橋 了 裕	出	8	川 村 登	出	14	坂 本 和 隆	出
3	上 杉 秀 正	出	9	木 村 文 秋	出	15	田 中 千 久	出
4	杉 本 初 美	出	10	宮 本 英 靖	出	16	続 木 秀 則	出
5	中 嶋 和 己	出	11	北 川 雅 善	出	17	土 田 等 司	出
6	平 野 尚 一	出	12	太 田 正 一	出			

農業委員会事務局職員

事務局長	後 木 満 男	事務局副主幹	西 井 ゆかり
事務局主幹	野 尻 成 三	事務局主査	政 所 正 人

議案説明のために出席した者の職・氏名

日程	番号	氏名	職名
			開会宣告
			開議宣告
1			会期の決定
2			会議録署名委員の指名について
3			一般事務報告
4	議案第1号		農地の権利移動の許可申請について
5	議案第2号		農業経営基盤強化促進事業利用権設定等事業に係る農用地利用集積計画の決定について
6	議案第3号		農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）への意見について
7	議案第4号		農地法第3条第2項第5号の下限面積の設定について
8			その他

開会宣告	議長	只今から第8回新十津川町農業委員会総会を開催いたします。
開議宣告	議長	<p>只今の出席委員数は、17名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>日程表に基づき会議を進めてまいります。</p>
日程第1 会期の決定	議長	<p>会期の決定についてを、議題といたします。</p> <p>お諮りします。本日の第8回農業委員会総会の会期は本日一日限り といたしたいが、ご異議ありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
	議長	異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。
日程第2 議事録署名 委員の指名	議長	<p>続きまして、議事録署名員の指名についてを議題といたします。</p> <p>議事録署名員の指名については、総会に諮って決定することとな っておりますので、私から指名をいたします。</p> <p>第12番 太田正一</p> <p>第15番 田中千久 両委員にお願い申し上げます。</p>
日程第3 一般事務報告	議長	<p>閉会中における一般事務について事務局から報告いたします。</p> <p>事務局お願いします。</p>
	事務局	<p>別紙にて朗読</p> <p>(平成30年3月6日～平成30年3月28日)</p>

日程第4 議案第1号	議 長	日程第4、議案第1号、農地の権利移動の許可申請について 事務局から内容の説明を申し上げます。	
	事務局	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について 農地法第3条の規定による許可申請が別紙のとおりあったので、可否について 意見を求める。 平成30年3月28日 提出 新十津川町農業委員会会長 土 田 等 司	
		番号 1 説明 図面番号1をご覧ください。 字〇〇 地番全筆 20筆 地目 田、畑 民有地 合計面積100,954.22㎡ 法律関係 使用貸借 こちらの農地につきましては、経営移譲による親子間の使用貸借です。 こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号 には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。 説明を終わります。 以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。	
	議 長	説明を終わります。 質疑ございませんか。	
	委 員	なし。	
	議 長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。	
	委 員	なし。	
	議 長	討論なしと認めます。	
	議 長	これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
	委 員	なし。	
	日程第5 議案第2号	議 長	異議なしと認め、議案1は提案のとおり決定をします。 続きまして、日程第5議案第2号、農業経営基盤強化促進事業利用権設定等事業 に係る農用地利用集積計画の決定について 事務局から内容の説明を申し上げます。
		事務局	議案第2号、農業経営基盤強化促進事業利用権設定等事業に係る農用地利用 集積計画の決定について このことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、 新十津川町より決定依頼が別紙のようにあったので、委員会の意見を求める。 平成30年3月28日 提出 新十津川町農業委員会会長 土 田 等 司
			番号 1 説明 図面番号2をご覧ください。 番号1 字〇〇地番全1筆 地目 田 民有地合計面積25,227㎡ 所有権移転 こちらについては、売買案件となっています。 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各 要件を満たしていると考えます。
		議 長	番号1について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当委員、土田委員より説明いたします。

日程第5 議案第2号	委員	それでは、説明申し上げます。
		賃貸をしていた案件ですが、〇〇さんより売買をしたい旨の申し出があり、地域に申し込みを募ったところ、1名の申し込みがあり、決定しました。
		単価については、近隣の状況を勘案して決定した旨、適正かと思われます。
		地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
	議長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。
	議長	これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委員	なし。
	議長	異議がないため、番号1については、提案のとおり決定しました。
		続きまして番号2について事務局から内容の説明をお願いします。
	事務局	番号 2 説明
		図面番号3をご覧ください。
		番号2 字〇〇 地番全12筆 地目 田 民有地 合計面積29,635㎡ 賃貸借 こちらについては、賃貸借案件となっています。
	計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。	
議長	番号2について、事務局から説明を終わります。	
	それでは、担当委員、坂本委員より説明いたします。	
委員	こちらは、合意解約がされていた場所ですが、〇〇さんが賃貸をしたいとのことで、ピンネ農業公社へ申し込みがあったものです。	
	地域に申し込みを募りましたところ、隣接の耕作者の〇〇さんが1名の申し出がありましたため、決定をしました。	
	つきましては、単価も地域の状況を勘案して合意解約前の価格と同額となっており、地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。	
議長	説明を終わります。	
	質疑ございませんか。	
委員	なし。	
議長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。	
	討論はございませんか。	
委員	なし。	
議長	討論なしと認めます。	
議長	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委員	なし。	
議長	異議がないため、番号2については、提案のとおり決定しました。	
	続きまして、番号3について事務局から内容の説明を申し上げます。	
事務局	番号 3 説明	

日程第5 議案第2号	事務局	図面番号4をご覧ください。
		番号3 字〇〇 地番全2筆 地目 田 民有地 合計面積21,878㎡ 賃貸借 こちらについては、賃貸借案件となっています。
		計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	議長	番号3について、事務局から説明を終わります。
		それでは、担当委員、土田委員より説明いたします。
	委員	それでは、説明申し上げます。
		〇〇さんから、秋に合意解約のあった場所について売買の申し出がありました。
		地域に希望者を募ったところ、申し込みがなかったため、賃貸者に切り替えて ピネ農業公社へ申し出をしました。
		地域に募りましたところ、1名の方の希望がありましたため決定をしました。
		場所につきましては、パワーアップをしておらず、形状も良くなく小さい面積 のため、勘案した単価となっております。
		地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
	議長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。
議長	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委員	なし。	
議長	異議がないため、番号3については、提案のとおり決定しました。	
	続きまして、関連のあるため番号4、5について事務局から内容の説明を願 います。	
	なお、「農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限」により、 関係委員の退席をお願いします。	
	(関係委員の退席)	
議長	それでは、議事をすすめます。	
	番号4、5について説明を求めます。	
事務局	番号4、5 説明	
	図面番号5、6をご覧ください。	
	番号4 字〇〇 地番全1筆 地目 田 民有地 合計面積4,145㎡ 賃貸借	
	番号5 字〇〇 地番全4筆 地目 田 民有地 合計面積18,724.76㎡ 賃貸借 こちらについては、賃貸借案件となっています。	
	計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。	
議長	番号4、5について、事務局から説明を終わります。	
	それでは、担当委員、坂本委員より説明いたします。	
委員	それでは、説明申し上げます。	
	〇〇さんと〇〇さんから農地の賃貸の申し出がありました。	
	こちらの農地については、パワーアップにより一連の場所となっております。	

日程第5 議案第2号	委員	町内に回覧したところ、1名の方が耕作の申し出があったので決定しました。
		単価につきましても、パワーアップを行っているため勘案した単価としました。 地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
	議長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。
	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。
	議長	これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委員	なし。
	議長	異議がないため、番号4、5については、提案のとおり決定しました。 続きまして、番号6について事務局から内容の説明を申し上げます。
	事務局	番号6説明 図面番号7をご覧ください。 番号6 字〇〇 地番全3筆 地目 田 民有地 合計面積15,454㎡ こちらについては、賃貸借に係る継続案件となっています。 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各 要件を満たしていると考えます。 こちらについては、継続案件のため、事務局から説明を終わります。
	議長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。
	議長	討論はございませんか。
	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。
	議長	これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委員	なし。
	議長	異議がないため、番号6については、提案のとおり決定しました。 続きまして、番号7について事務局から内容の説明を申し上げます。
	事務局	番号7説明 図面番号8をご覧ください。 番号7 字〇〇 地番全7筆 地目 田 民有地 合計面積17,569㎡ こちらについては、賃貸借に係る継続案件となっています。 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各 要件を満たしていると考えます。 こちらについては、継続案件のため、事務局から説明を終わります。
	議長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
	委員	なし。

日程第5 議案第2号	議 長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。	
	議 長	討論はございませんか。	
	委 員	なし。	
	議 長	討論なしと認めます。	
	議 長	これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
	委 員	なし。	
	議 長	異議がないため、番号7については、提案のとおり決定しました。 続きまして、番号8について事務局から内容の説明を申し上げます。	
	事務局	番号 8 説明 図面番号9をご覧ください。 番号8 字〇〇 地番全5筆 地目 田 民有地 合計面積34,423㎡ こちらについては、賃貸借に係る継続案件となっています。 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 こちらについては、農地中間管理事業案件となっており、北海道農業公社に対し10年間の貸付を行うものです。 事務局の説明を終わります。	
	議 長	説明を終わります。 質疑ございませんか。	
	委 員	なし。	
	議 長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。	
	議 長	討論はございませんか。	
	委 員	なし。	
	議 長	討論なしと認めます。	
	議 長	これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
	委 員	なし。	
	日程第6 議案第3号	議 長	番号8については、提案のとおり決定しました。 議案第2号については、提案のとおり決定しました。 続きまして、議案第3号について事務局から内容の説明を申し上げます。
		事務局	議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）への意見について このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により新十津川町から意見を求められた農用地利用配分計画案について、適当であると付して提出するため、意見を求める。 平成30年3月28日 提出 新十津川町農業委員会会長 土 田 等 司
		事務局	番号1 説明 先の議案第2号番号8で、〇〇さんの農地中間管理機構への貸し付けについて農用地利用集積計画を決定した案件です。 受け手は、登録者の中より決定し、規模拡大を図るものです。
		議 長	以上で説明を終わりますが、質疑はございませんか。
委 員		なし。	

日程第6 議案第3号	議 長	質疑なしと認めます。	
		それでは、議案第3号については、質疑なしと認めましたので、提案のとおり 適当であると付して、新十津川町に対して、意見を提出します。	
		続きまして、日程第7議案第4号農地法第3条第2項第5号の下限面積の設定 について事務局より説明を申し上げます。	
日程第7 議案第4号	事務局	議案第4号、農地法第3条第2項第4号の下限面積の設定について、農地法第 3条第2項第5号の下限面積について、北海道では2ヘクタールとされているが、 農業委員会において、農林水産省令で定める基準に従い別段の面積を定めること ができることとされている。	
		そのため、平成30年度の下限面積(別段の面積)の設定について、次のとおり 提案する。	
		平成30年3月28日 提出	
		新十津川町農業委員会会長 土 田 等 司	
		新十津川町農業委員会では、次の理由により2ヘクタールの変更は行わない。	
		1 農地法施行規則第17条第1項の適用について	
		新十津川町内の農家で2ヘクタール以上の農地を耕作している農家が全農家の9 割を超えているため。	
		2 農地法施行規則第17条第2項の適用について	
		新十津川町内の耕作放棄率は低い現状にあるため。	
		内容について、補足説明いたします。	
		農地法施行規則第17条第1項で定める「別段の面積に定めようとする面積を耕作 する者の数が、耕作者全体の4割を下らないように算定する」について、新十津 川町内の2ヘクタール未満の農地の耕作者が、4割以下であり、2ヘクタール 以上の耕作者が9割を超えているため2ヘクタールは変更できない。	
		本町は、1戸平均の耕作面積が2ヘクタール以下の耕作者は、1割以下のため。 以上の理由から、下限面積は2ヘクタールを変更しないことを提案します。	
		以上について、ご審議をお願いいたします。	
		議 長	事務局からの説明を終わります。 質疑ございませんか。
		委 員	ありません。
	日程第8 その他	議 長	ないようですので、議案第3号については提案のとおり決定いたします。 続きまして、日程第8、その他に入ります。 事務局から、何かありますか。
事務局			ありません。
議 長			ないようですので、 以上、提案されました議案はすべて終了しました。 それでは、本日の第8回農業委員会総会を閉じさせていただきます。 慎重なご審議ありがとうございました。